

令和2年3月27日

株式会社よりそうに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社よりそう(以下「よりそう」といいます。)に対し、同社が「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令(別添参照)を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社よりそう (法人番号 1013301030812)

所 在 地 東京都品川区西五反田二丁目11番17号HI五反田ビル4階

代 表 者 代表取締役 芦沢 雅治

設立年月 平成21年3月

資本金 1億円(令和2年3月現在)

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為(違反行為)に係る役務

「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する「家族葬 仏 式プラン」と称する葬儀サービス(以下「本件役務」という。)

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間

ウ表示内容(別紙)

自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「家族葬 これっきり価格 418,00円(税込) 通夜、告別式を身内だけで」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

エ 実際

少なくとも、寝台車又は霊柩車の搬送距離が1回最大50キロメートルを超える場合、葬儀社等における安置日数が4日を超えてドライアイスの追加が必

要となる場合、火葬場利用料が1万5000円を超える場合又は式場利用料が5万円を超える場合には、追加料金が発生するものであった。

オ 打消し表示

- (7) 前記ウの表示を表示したウェブページと同一のウェブページにおいて、「定額の葬儀プラン128,000円~」及び「『シンプルなお葬式』では、搬送費用、火葬費用、式場使用料の一部をあらかじめ料金内に含んだサービスでご提供しています。」と表示していたが、当該表示は、前記ウの表示とは離れた箇所に表示されているものであり、当該表示内容から追加料金が発生すると認識することは困難であること等から、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。
- (イ) 前記ウの表示を表示したウェブページとは別のウェブページにおいて、追加料金が例外的に発生する場合がある旨を表示していたが、当該表示は、リンク先に追加料金に係る重要な情報が存在するとは表示されていない「詳しく見る」とのハイパーリンクの文字列をクリックしなければ表示されないものであること等から、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。
- (3) 課徴金対象期間 平成29年8月15日から平成30年9月6日までの間
- (4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由 よりそうは、本件役務について、不当表示の防止等を図るための管理監督を十 分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。
- (5) 命令の概要(課徴金の額) よりそうは、令和2年10月28日までに、417万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】 消費者庁表示対策課

> 電 話 03(3507)9233 ホームページ https://www.caa.go.jp/



〇 不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を 防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限 及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

- **第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しく は類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著し く有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者に よる自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認 されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理 的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

- 第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。
 - 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したと きにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反 行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業 者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徵金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。 以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課 徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政 令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫 に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく 有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供 給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間(課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日(同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日)までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。)をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

(課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額)

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する 事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算 した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただ し、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為 について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

- 第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置(以下この条及び次条において「返金措置」という。)を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置(以下この条において「実施予定返金措置」という。)に関する計画(以下この条において「実施予定返金措置計画」という。)を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ー 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の 方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた 者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に 実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置 に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が 次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者(当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。)のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者(以下この条及び次条において「認定事業者」という。)は、当該認 定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、 内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画 (第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項 において「認定実施予定返金措置計画」という。)に適合して実施されていないと認めるとき は、第一項の認定(第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において 単に「認定」という。)を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、 これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第 一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができ ない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。
- 第十一条 認定事業者(前条第八項の規定により同条第一項の認定(同条第六項の規定による変更の認定を含む。)を取り消されたものを除く。第三項において同じ。)は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置(当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。)において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

(課徴金の納付義務等)

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数 があるときは、その端数は、切り捨てる。

3~6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項 の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事 業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳 簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に 関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2~3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2~11 (省略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

景品表示法第5条(不当な表示の禁止)

不当な表

〇 <u>優良誤認表示(第5条第1号)</u> 商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも 著しく優良であると示す表示
- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制 (第7条第2項及び第8条第3項)

消費者庁長官は、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

- 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けと なる合理的な根拠を示すものと認められない場合
 - ・ 第7条第2項(措置命令関連)に基づく資料要求:不当表示とみなす。
 - 第8条第3項(課徴金納付命令関連)に基づく資料要求:不当表示と推 定する。
- <u>有利誤認表示(第5条第2号)</u> 商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示
 - ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に 著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
 - ② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引 の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- <u>商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれ</u> があると認められ内閣総理大臣が指定する表示(第5条第3号)
 - ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
 - ② 商品の原産国に関する不当な表示
 - ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
 - ④ 不動産のおとり広告に関する表示
 - ⑤ おとり広告に関する表示
 - ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

課徴金制度の概要

る顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対す被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置 な表示によ ともに、 ٦ 当る K 10 目的

課徴金納付命令 (第8条)

対象行為:優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

- **課徴金額の算定**:対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- 対象期間:3年間を上限とする。
- **主観的要素**:違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- **規模基準**:課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、**課徴金額の** の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、<mark>弁明の機会を付与</mark>する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

を導入

座

金る制。

鋷

る課

を講ず、

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、**課徴金を命じない又は減額する**。

※返金措置**=対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者の費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。**

実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、 消費者庁長官の認定を受ける。

返金措置の実施

8

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

返金措置における

ო

報告期限までに報告

返金措置における 金銭交付相当額が 課**徴金額以上の場合**

課徴金額の減額

金銭交付相当額が 課**徴金額未満の場合** 課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

消表対第531号令和2年3月27日

株式会社よりそう 代表取締役 芦沢 雅治 殿

消費者庁長官 伊藤 明子 (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」の名称で供給する「家族葬仏式プラン」と称する葬儀サービス(以下「本件役務」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社よりそう(以下「よりそう」という。)は、課徴金として金417万円を令和2年 10月28日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、よりそうは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1) ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。
 - イ(ア) よりそうが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間である。
 - (イ) 本件役務について、よりそうが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成30年9月7日までの間に最後に取引をした日は、平成30年9月6日である。
 - (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成

29年8月15日から平成30年9月6日までの間である。

- ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係るよりそうの売上額は、不当景 品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算 定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1億3923万6000円である。
- エ よりそうは、本件役務について、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、よりそうが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件役務の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した417万円である。

よって、よりそうに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分が あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から 起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- 2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示 訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第 14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することがで きる。
 - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の 日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することが できなくなる。
 - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査 請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったこ とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当 な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の 取消しの訴えを提起することができなくなる。 消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社よりそう(以下「よりそう」という。)は、東京都品川区西五反田二丁目11 番17号HI五反田ビル4階に本店を置き、葬儀に関する業務等を営む事業者である。
- 2 よりそうは、「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」との名称の下に、自社と の間で加盟店契約を締結する葬儀サービス提供事業者を通じて「家族葬 仏式プラン」と 称する葬儀サービス(以下「本件役務」という。)を一般消費者に提供している。
- 3 よりそうは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) よりそうは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成29年8月15日から 平成30年3月7日までの間、自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページ(別添写し)において、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「家族葬 これっきり 価格 418,000円(税込) 通夜、告別式を身内だけで」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。
 - (2) 実際には、少なくとも、寝台車又は霊柩車の搬送距離が1回最大50キロメートルを超える場合、葬儀社等における安置日数が4日を超えてドライアイスの追加が必要となる場合、火葬場利用料が1万5000円を超える場合又は式場利用料が5万円を超える場合には、追加料金が発生するものであった。

(3) よりそうは

- ア 前記(1)の表示を表示したウェブページと同一のウェブページにおいて、「定額の葬儀プラン128,000円~」及び「『シンプルなお葬式』では、搬送費用、火葬費用、式場使用料の一部をあらかじめ料金内に含んだサービスでご提供しています。」と表示していたが、当該表示は、前記(1)の表示とは離れた箇所に表示されているものであり、当該表示内容から追加料金が発生すると認識することは困難であること等から、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。
- イ 前記(1)の表示を表示したウェブページとは別のウェブページにおいて、追加料金が 例外的に発生する場合がある旨を表示していたが、当該表示は、リンク先に追加料金 に係る重要な情報が存在するとは表示されていない「詳しく見る」とのハイパーリン クの文字列をクリックしなければ表示されないものであること等から、一般消費者が 前記(1)の表示から受ける本件役務の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。

